

財産形成預金規定

(2023年10月30日現在)



I 共通規定

1. 契約の証の発行

この預金は、契約時に財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この契約の証または印章を失った場合の預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. 盗難契約の証による払戻し等 本条は個人預金者に限定します

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補て

ん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. 譲渡・質入れ等の禁止

(1)この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

(2)当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合は、当行所定の書式によるものとします。

6. 利息

(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

A. 1年以上2年未満・・・当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上・・・・・・当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数については、預入日における当行所定の利率によって計算します。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の利率によって計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

A. 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40%

C. 1年以上2年未満・・・・・・・・2年未満利率

D. 2年以上3年未満・・・・・・・・2年以上利率

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A. 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・上記（1）②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 預金の解約

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ④法令で定める取引時確認事項等の確認について偽りがあるとき、または、その疑いがある場合、また、当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第7条の2第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
- ⑤後記第7条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合。
- ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

7の2. 取引の制限等

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3)前記第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4)前記第1項から第3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達するべきときに到達したものとみなします。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をしてこの契約の証とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は当行所定の利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 2. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

II 財産形成預金規定

1. 預入れの方法

この預金の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

2. 預金の種類、期間等

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. 自動継続等

- (1) この預金は（第5条により一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部の相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約がされないまま1ヶ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. 預金の解約、書換継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
 - ① 複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。
 - ② 預入日から日数が同じ預金がある場合は、先に取り引記帳なったものを優先

して解約します。

(4)前項の順序で最後に解約することとなった場合は、次により解約します。

- ①その預金が据置期間中の場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - ア. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - イ. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

Ⅲ 財形住宅預金規定

1. 預入れの方法

- (1)この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年一回以上一定の期間に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとしします。
- (2)この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付支払機関または事業主を通じて預入れできるものとしします。

2. 預金の支払方法

- (1)この預金は、元利金全額を持家としての住宅を取得するときにかぎり支払います。
- (2)前項による支払いをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3)この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4)前項による支払いをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の契約の証とともに住宅建設請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残金の支払いをするものとしします。

3. 預金の解約

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)前項により、当行がやむを得ないと認め、第2条による支払方法によらずこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

4. 税金の追徴

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って税額を追徴します。

- (1)規定第2条によらない払出しがあった場合。
- (2)規定第2条による一部払出し後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- (3)規定第2条による一部払出し後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残高の払出しがあった場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

5. 差引計算等

- (1)規定第4条の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとしします。

①規定第4条の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を
追徴します。

②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってくだ
さい。

(2)前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

6. 転職等の取扱

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができな
くなった場合は、当該事実の生じた日から6ヶ月以内に所定の手続きにより、新た
な取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

7. 非課税扱の適用除外

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後
支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

(1)規定第1条1項ならびに2項による以外の預入れがあった場合。

(2)定期預入れが2年以上されなかった場合

ただし、育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置適用の場合を除く。

(3)非課税貯蓄申込書の預入れ限度額を超えて預入れがあった場合。

(4)育児休業等取得者に不適合事項が生じた場合。

8. 預入金額の変更

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申出てください。

IV 財形年金預金規定

1. 預入れの方法等

(1)この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間
にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の期間に事業主が預金者の給与から天
引きして預入れるものとします。

(2)この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財
産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものと
します。

(3)この預金の預入れは1口100円以上とします。

2. 預金の種類、とりまとめ継続方法

(1)支払開始日は、最終預入日の6ヶ月後の応答日から5年後の応答日の間の任意の日
とし、支払開始日の3ヶ月前の応答日を「年金元金計算日」とします。また、年金
元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応答日を「特定日」とします。

(2)前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日
から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口毎に年金元金計算日を満
期日とする定期預金としてお預りします。

(3)特定日において、預入日（継続したときはその継続日）からの期間が2年を超える
期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来
したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、一口の期日指定定期預金に自動
継続します。

(4)この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定すること
はできません。

3. 分割、支払方法

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と定期預金の元利金の合計額を「年金計算基本額」とします。
- ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額を元金として、年金元金計算日から 3 ヶ月ごとの応答日を満期日とする 12 口の期日指定定期預金または定期預金（以下これを「定期預金（満期支払口）」という。）を作成します。
- ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1 口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」という。）を作成します。
- ③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読みかえるものとします。ただし、残余の支払回数が 12 回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. 預金の解約

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第 3 条による支払方法によらずこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

5. 税金の追徴

この預金の利息について、第 3 条第 1 項によらない払出しの場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても 5 年間（預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って 20%（国税 15%、地方税 5%）により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

6. 退職時等の支払

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第 2 条および第 3 条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応答日の前日以後に支払います。この場合、第 4 条と同様の手続をとってください。
- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応答日の前日を満期日とします。

②退職等の事由の生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

7. 非課税扱の適用除外

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

(1)規定第1条1項ならびに2項による以外の預入れがあった場合。

(2)定期預入れが2年以上されなかった場合

ただし、育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置適用の場合を除く。

(3)非課税貯蓄申込書の預入れ限度額を超えて預入れがあった場合。

(4)育児休業等取得者に不適合事項が生じた場合。

8. 最終預入日等の変更

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヶ月前応答日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年3ヶ月前応答日までかつ最終預入日までに申出てください。

9. 契約の証の有効期限

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

以 上